

全登協発第 69 号  
令和 5 年 1 月 18 日

会 員 各位

一般社団法人 全国登録教習機関協会  
会 長 網 仲 正 孝  
(印鑑省略)

技能講習の修了証等の偽造に係る情報について（注意喚起）

平素は、当協会の事業運営に関し格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和 4 年 12 月 15 日付け全登協発第 64 号により注意喚起と適切な対応につきお願いしたところですが、併せて、当協会より厚生労働省に対して都道府県労働局の担当部署への同文書の周知の依頼を行っていたところです。

今般、厚生労働省より、別紙のとおり、令和 5 年 1 月 12 日付け基安安発 0112 第 3 号が発出されましたので、お知らせいたします。

なお、別紙の通達本文中の「別添 令和 4 年 12 月 19 日付け全登協発第 65 号」には、令和 4 年 12 月 15 日付け全登協発第 64 号が添付されていますが、この全登協発第 64 号は既に送付していますので、省略いたします。

## 別 紙

基 安 安 発 0 1 1 2 第 3 号  
令 和 5 年 1 月 1 2 日

都道府県労働局労働基準部  
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

### 技能講習修了証等の偽造に係る情報について（注意喚起）

標記について、一般社団法人全国登録教習機関協会が会員からの情報を取りまとめ、別添のとおり令和4年12月19日付け全登協発第65号をもって都道府県労働局への周知を依頼されたところである。

ついては、了知の上、類似事象があった際には、適切に対応されたい。

全登協発第 65 号  
令和 4 年 12 月 19 日

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長 釜 石 英 雄 様

一般社団法人 全国登録教習機関協会  
会 長 網 仲 正 孝

技能講習の修了証等の偽造に関する注意喚起について（お願い）

平素より、当協会の事業運営につきましては、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会主催の地域ブロック会議において、昨年度及び本年度、会員登録教習機関の抱えている課題等として、技能講習の修了証等の偽造に関する情報が複数報告されました。

技能講習の修了証等の偽造は、登録教習機関に対する信頼性を損なうだけでなく、適正な技能講習の実施に重大な影響を及ぼすなど免許・資格制度の根幹にかかわる問題であるものと思料されます。

当協会では、このような事情を踏まえて、地域ブロック会議において提起された具体的事案の整理等を行い、本件偽造問題に関し、会員登録教習機関間で情報を共有するとともに、当面の対応を促すべく、別添（写）のとおり、注意喚起に関する文書を発出いたしました。

つきましては、同文書について、都道府県労働局の関係部署に周知していただきますようお願い申し上げます。



全登協発第 64 号  
令和 4 年 12 月 19 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国登録教習機関協会  
会 長 網 仲 正 孝



技能講習の修了証等の偽造について（注意喚起）

平素は、当協会の事業に関し格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、技能講習の修了証等の偽造に関する情報が地域ブロック会議等において多く報告されているところです。

技能講習の修了証等が偽造され、不正な修了証が流通することは、技能講習制度の適切な運用の観点から、極めて遺憾であり、また、偽造された修了証等が技能講習等の受講資格や科目一部免除の証明書類として使用されることも考えられ、技能講習等の申請の受付事務の適切な実施に支障が生じることも懸念されます。

つきましては、当協会において、地域ブロック会議等で会員機関等から報告のあった事案等を別紙に取りまとめましたので、了知いただくとともに、会員機関におかれましては、下記にご留意の上、技能講習等の申請の受付事務等において適切な対応を取られますようよろしくお願いいたします。

なお、本文書については、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課にも了知されていますので、念のため申し添えます。

記

- 1 受講資格や科目一部免除の証明書類として提出された技能講習の修了証等の記載内容に不備や矛盾点がないか十分に確認すること。この際、修了証等の確認は、現物によることが望ましいこと。
- 2 1の修了証等の記載内容に疑わしい点があった場合において、その修了証等が自らの機関が発行元であるときは、修了者台帳等により確認を行い、また、発行元が他機関であるときは、その発行元に照会するなどにより必要な確認を行うこと。



- 3 偽造の修了証等が判明した場合は、当該修了証等又はそのコピーを確保し、当協会に報告するとともに、所轄労働局にも連絡すること。
- 4 既に他の区分の修了証を所持している受講者に対しては、統合修了証の交付の申請を勧めること。
- 5 修了証等の作成に当たっては、カードに独自の「カード透かし」を施すなどにより、偽造されにくい工夫をすることが望ましいこと。

1 令和3年度の北海道・東北ブロック会議において、北海道労働局から偽造された技能講習修了証が出回っている旨の情報提供があった。なお、宮城労働局、熊本労働局、沖縄労働局等から同種の事案についての文書が発出されている（別添1）。

2 甲法人（住所；福岡県）に対し、地元警察署と所轄労働基準監督署から、講習実施者・修了証発行者として、甲法人の登録教習機関であるAセンターの名称が使用された技能講習修了証（複数の区分を統合したもの）について、Aセンターの受講履歴があるかどうか、Aセンターが発行した修了証かどうかの照会があった。

甲法人では、技能講習修了者台帳と照合したところ、該当者がおらず、体裁は甲法人の修了証に酷似していたが、修了証の記載内容は全くでたらめであった。その後、Aセンターの名称を使った別の偽装技能講習修了証が発見された。

これらの修了証は、修了証台帳（受講履歴）との照合を行わない限り、偽造とは気づかないほど見た目には極めて精巧なものであった。

3 乙登録教習機関（住所；埼玉県）において、令和元年に図1の技能講習修了証（技能講習修了証と表記されているが区分の記載はなく、裏面には4種類の特別教育の修了の記録が記載されたもの）が使用されたが、技能講習を修了した者の生年月日が昭和64年11月10日であったこと、裏面が特別教育の修了の記録となっていたことなど不自然であったことから、偽造であることが判明した（別添2）。

4 丙登録教習機関（住所；大阪府）において、令和3年11月、東京都のA氏よりフォークリフト運転技能講習修了証の再交付の申請があったが、修了証台帳（受講履歴）にA氏の当該技能講習の受講や修了の記録がなかったことから断った。その後、A氏の勤務先の上司B氏から「修了証のコピーがあるから修了しているはずだ」とのクレームがあったので、修了証のコピーをファクシミリで送ってもらい、確認したところ、偽造であることが判明した。

なお、本件について、丙機関から大阪労働局や所轄警察署に届出が出された。

5 パソコン上で修了証や証明証を偽造することを業とする業者のホームページが多数存在する。また、ホームページには、このような業者が偽造した修了証のひな型として、当協会会員の名前を騙った修了証も掲載されている（別添3）。

北労発基 0916 第2号  
令和3年9月16日

建設関係団体の長 殿

北海道労働局長  
(公印省略)

偽造技能講習修了証にかかる情報提供について

標記について、一般社団法人日本鳶工業連合会より情報があり、令和3年6月28日にホームページに掲載していたところですが、その後の調査で新たに判明した内容を情報提供いたします。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場に情報提供を図られますとともに、本修了証の所持者を把握した場合は、所持者に対して北海道労働局安全課担当者あて連絡するよう案内をお願いいたします。

なお、本件につきましては、当局ホームページにおいて公表をしております。

記

1 調査の端緒

一般社団法人日本鳶工業連合会(以下、「日鳶連」という。)に、千葉県在住の労働者から技能講習修了証の再交付申請があり、当該機関が確認したところ、申請者に係るデータがなく、偽造が判明したとの情報が日鳶連から寄せられたことによる。日鳶連の調査では、当該偽造修了証は、申請者が北海道室蘭市に所在する会社に勤務していた時に取得したとの情報であり、日鳶連が調査した結果、ヤマカツ工業(北海道千歳市)で手続きをしたことが判明したことから、当局に情報提供されたものである。

2 偽造した者

小林克広((株)ヤマカツ工業代表取締役)

(株)ヤマカツ工業所在地 北海道千歳市緑町3丁目1番15号

※登録教習機関ではない。また、現在、所在地に事務所はない。

3 調査経緯

日鷲連の調査結果から、株式会社ヤマカツ工業の代表取締役であった小林克広（以下、「小林」という。）が浮上し、小林より聴取したところ、偽造を認めた。小林は、技能講習修了証と特別教育修了証の２種類について偽造（以下、「偽造修了証」という。）を行っていた。

小林は販売者一覧を作成していなかったため、全容は不明である。小林が偽造の報酬を振り込ませていた通帳や偽造の版元データを入手し、小林を聴取して販売した会社を特定した。

連絡先がわかる会社には実地調査し、偽造修了証原本を回収するとともに、無資格就労の有無を調査。連絡先不明な会社や個人があったことから、調査過程で偽造修了証を回収している旨記者発表したところ、反響があり、令和３年９月８日時点で合計１４８枚を回収した。

なお、原本はないが、写しが存在するものが数枚あり、まだ回収していないものが存在する可能性がある。

偽造修了証を確認したところ、偽造に使用されていた発行機関名は以下の４種類だった。

- (１) 名 称：一般社団法人日本鷲工業連合会  
所在地：東京都港区芝公園３丁目５番２０号  
電 話：０３・３４３４・８８０５
- (２) 名 称：株式会社伊藤組  
所在地：北海道千歳市信濃３丁目４番１２号  
現在は廃業（小林が取締役をしていた会社）
- (３) 名 称：有限会社ヤマカツ小林組  
所在地：釧路市益浦２丁目４番７号  
現在は廃業（小林が代表取締役だった会社）
- (４) 名 称：Ｆ・Ｋ工業  
所在地：千歳市幸福４丁目５番１１号  
現在は廃業（小林が起業し、息子に社長をさせた会社）

#### ４．偽造の経緯

小林は、北海道釧路市所在の建設会社に２０年勤務し、独立して有限会社ヤマカツ小林組を企業するも、経営不振で廃業し、北海道千歳市所在の株式会社伊藤組に専務として就職した。そのとき、株式会社伊藤組の社長から、「現場に入場するのに修了証が必要だが時間がかけられない、技能はあるんだから学科は各自で勉強してもらい、会社で講習はしないが、特別教育の修了証を作成するよう」指示され、特別教育修了証のフォーマットを社長からもらった。小林はそのフォーマットを用いて修了証を作成し、ラミネート加工したカード式の修了証を偽造した。偽造は、自社の労働者の分から、下請け労働者の分が加わり、技能講習の修了証も偽造するようになった。技能講習修

了証の裏面は小林自身が正規に取得した社団法人日本鳶工業連合会のものをカラーコピーして使用した。

最初の1, 2回は実技を会社で行ったが、それ以降は実技もしなくなり、学科、実技なく、ラミネート加工したカード式の修了証を偽造した。

伊藤組は廃業し、小林は平成26年頃F・K工業を起業したが、息子に社長を譲り、自身は平成27年頃、ヤマカツ工業という個人会社を起業し、平成29年6月1日に株式会社ヤマカツ工業として法人登記した。

伊藤組廃業後も、以前偽造修了証を作成した労働者や現場で一緒になった下請けから偽造を依頼されるようになり、偽造を続けていた。

小林は平成30年10月以降、千葉県千葉市に引っ越し、その後、千葉県市原市に引っ越している。

小林は偽造に用いていたラミネーターを令和2年12月頃廃棄した旨申し立てている。

5. 回収した偽造修了証記載の交付日の期間

平成23年2月8日から平成31年2月21日

6. その他

本件については、現在、日鳶連が告発準備中であり、当局も北海道警察に積極的に情報提供している。

無資格就労について監督課同行で調査したが、物証が乏しく労働安全衛生法違反は認められなかった。再発防止について指導票を交付している。

別添1 令和3年6月28日付け公表文

別添2 令和3年9月16日付け公表文

(担当)

北海道労働局労働基準部安全課

副主任産業安全専門官 鍋岡 順子

電話番号 011-788-6327 FAX011-756-0056

厚生労働省北海道労働局発表  
令和3年9月16日

報道関係者 各位

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 担<br>当 | 厚生労働省                      |
|        | 北海道労働局労働基準部安全課             |
|        | 課長 八反田 健                   |
|        | 副主任産業安全専門官 鍋岡 順子           |
|        | 代表電話：011-709-2311（内線 3552） |
|        | 直通電話：011-788-6327          |

## 「偽造」技能講習修了証等にご注意ください！

～6月28日プレスリリースの続報～

（株式会社ヤマカツ工業（代表取締役 小林克広）作成の無効な技能講習修了証等の回収の呼び掛けを行っています）

北海道労働局は、下記の内容について登録教習機関からの情報提供を発端に令和3年6月28日付発表のプレスリリースにより、技能講習修了証及び特別教育修了証（以下、「技能講習修了証等」という。）の無効なものの所有者へ回収の協力依頼を行った結果、現時点で100枚以上回収しておりますので、詳細を公表します。

また、前回公表した一般社団法人日本蔦工業連合会の名前のほかに、登録教習機関ではない会社名が使用されていたり、法定時間の講習をせず、特別教育の修了証が発行されている事案が見つかったことから、公表するものです。お手持ちの技能講習修了証等の記載内容を確認して頂き、下記の内容に該当する場合は回収へのご協力をお願いいたします。

無効な修了証をお持ちの方で、当該作業を行われる方は、登録教習機関で新たに技能講習を受講する必要があります。

なお、無効な修了証を利用し、法定職務に就いた場合は「無資格就業」により法律違反となりますのでご注意ください。

記

### 1 事案概要および状況

株式会社ヤマカツ工業（本社：北海道千歳市）の代表取締役小林克広は、下記登録教習機関の技能講習修了証を偽造し、講習を行うことなく、平成23年2月8日から平成31年2月10日付の無効な技能講習修了証等を交付したものと。

下記2機関の名称を詐称したほか、法定の講習を実施せず、下記3の自らが経営等していた会社名を使用し、技能講習修了証および特別教育修了証を偽造したものと。

ラミネート加工したカラーコピーを使用しており、表面のデザインは2種類。裏面は4種類ある（別添）。

## 2 偽造された登録教習機関

### (1) 講習実施登録教習機関(修了証を偽造された者)

一般社団法人日本篤工業連合会 (旧名称: 社団法人日本篤工業連合会)

(住所 東京都港区芝公園3丁目5番20号)

## 3 無効な技能講習修了証等に使用していた会社名

### (1) 株式会社伊藤組

所在地 千歳市で現在は廃業

### (2) (有)ヤマカツ小林組

所在地 釧路市で現在は廃業

### (3) F・K工業

所在地 千歳市で現在は廃業

## 4 判明している無効な技能講習修了証等に記載されている名称

### ○技能講習

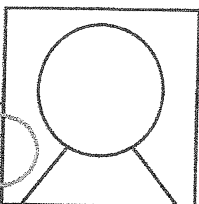
|                 |                  |                          |
|-----------------|------------------|--------------------------|
| 玉掛け             | 玉掛け作業            | ガス溶接                     |
| 高所作業車           | 高所作業車運転          | 鉄骨組立解体                   |
| 小型移動式クレーン       | 移動式クレーン運転        | 床上操作式クレーン                |
| 車両系(整地等)運転      | 車両系建設機械(整地等)     | 車両系建設機械(整地・運搬積み込み用及び掘削用) |
| 車両系(解体用)運転      | 車両系(解体用)掘削       | 車両系建設機械(解体用)             |
| コンクリート造の工作物の解体  | コンクリート造工作物の解体    | 不整地運搬車運転                 |
| 足場の組立等          | 足場組立等作業主任者       | 足場の組立て等作業主任者             |
| 地山掘削及び土止支保工     | 地山掘削及び土止め支保作業主任者 | 地山及び土止め支保作業主任者           |
| 建築物等の鉄骨組立等作業主任者 | 型枠支保工の組立等作業主任者   | フォークリフト運転                |
| 有機溶剤作業主任        |                  |                          |

### ○特別教育

|           |              |               |                |
|-----------|--------------|---------------|----------------|
| 玉掛け       | 小型移動式クレーン    | 巻上げ機(ウインチ)    | 巻上げ機           |
| 小型車両系建機   | 車両系建設機械(整地等) | 小型車両系建設機械(整地) | フルハーネス型安全帯使用作業 |
| 高所作業車     | 小型高所作業車      | 高所作業車(10m未満)  | 高所作業           |
| 締め固め用機械運転 | 基礎工事用建設機械運転  | 締め固め用機械(ローラー) | 小型フォークリフト      |
| 建築物の木造解体  | 木材解体作業指揮者    | 木造建築物解体作業指揮者  | 刈払い機取扱業務       |
| 自由研削といし   | 研削といし取替え等    | 自由研削砥石        | アーク溶接          |
| 振動工具取扱の業務 | 振動工具取扱業務     | ゴンドラ取扱い業務     | ゴンドラ           |
| 酸欠        | 2種酸素欠乏       | 酸素欠乏危険作業      |                |
| 安全衛生責任者   | 安全衛生推進者      | 職長安全衛生責任者     |                |

## 偽造されている修了証のデザイン

## ○表面 (2 種類)

|                    |                  |                                                                                   |    |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----|
| 〇〇作業主任者<br>技能講習修了証 |                  |  |    |
| 第                  | 〇〇〇〇〇〇〇          |                                                                                   | 号  |
| 交付日                | 平成〇年〇月〇日         |                                                                                   | 交付 |
| 氏名                 | 〇〇 〇〇            |                                                                                   |    |
| 本籍地北海道             | 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 |                                                                                   |    |
| 住所                 | 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇     |                                                                                   |    |

## 見分け方のポイント

・技能講習修了証は「交付」の「付」が写真に隠れている。

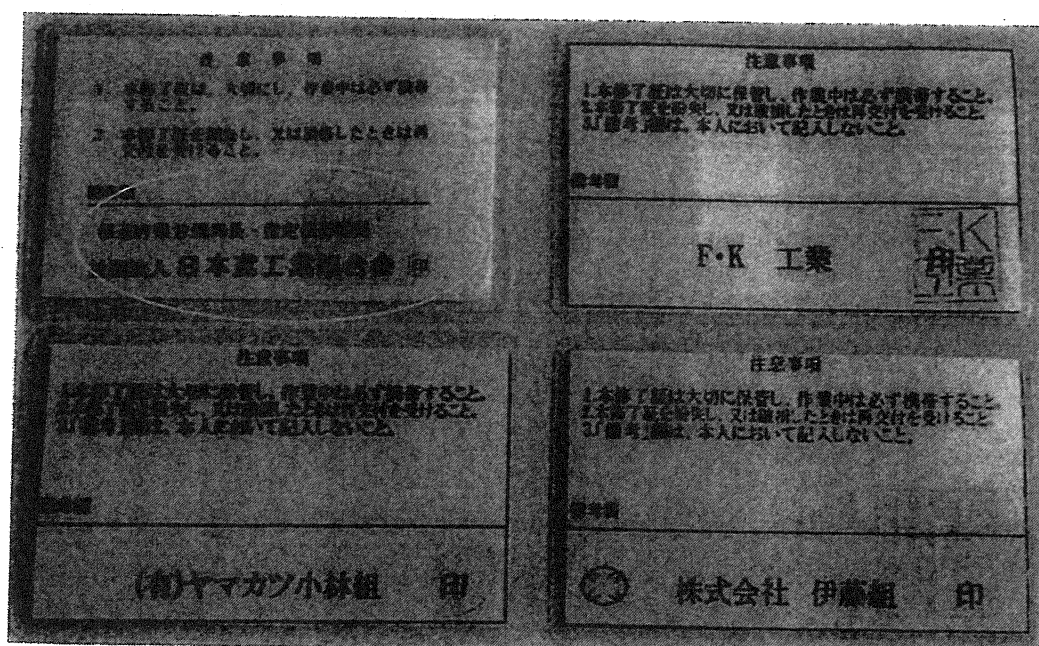
・2種類とも「交付」と住所の文字が他の字と字体が異なる。

|                 |                  |    |
|-----------------|------------------|----|
| 特 別 教 育 修 了 証   |                  |    |
| 〇〇〇〇〇〇<br>教育修了証 |                  |    |
| 第               | 〇〇〇〇〇            | 号  |
| 交付日             | 平成〇年〇月〇日         | 交付 |
| 氏名              | 〇〇 〇〇            |    |
| 本籍地北海道          | 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 |    |
| 住所              | 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇     |    |

## ○裏面 (4 種類)

## 見分け方のポイント

日本篤工業連合会の印影の位置が同じ







令和3年1月18日

建設業労働災害防止協会 宮城県支部長 殿

宮城労働局労働基準部健康安全課長

偽造の疑いのある技能講習修了証について（お願い）

日頃より労働安全衛生行政につきましては、格別の御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第61条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、偽造の疑いのあるものが存在する旨の情報提供がありました。

情報提供のあった修了証は別添のとおりであり、当該修了証に交付者として記載されている「建設業労働災害防止協会宮城県支部」においては、その発行を行っておらず、偽造の疑いがあるものです。

偽造された修了証は安衛法上無効であるのみならず、他の法定要件を満たさない限り、無資格者を就業制限業務に就かせることとなり、また、労働者の安全衛生確保に大きな影響を及ぼすものとなるところです。

つきましては、不適正な修了証に基づく就業制限業務への従事等防止のため、上記と同様の特徴を有する修了証等偽造の疑いのある情報を把握した場合には、下記のとおり、関係事業者に対する周知・支援、労働局あて情報提供等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 本件に係る情報の周知について

別添の情報について、現場事務所、掲示板等見やすい箇所に掲示する等により、労働者を含む関係者に広く周知願います。

2 資格者証の確認について

就業制限業務に係る資格者証については、原本確認を徹底する等により違法な就業が行われないよう十分に配慮願います。

3 就業制限業務に係る就業について

偽造の疑いのある修了証により該当する就業制限業務に従事しようとする者が認められた場合、当該者には同業務に係る就業を控えていただくようお願いします。

4 労働局あて情報提供について

偽造の疑いのある修了証に係る情報を把握した場合には、宮城労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供願います。

＜問合せ先＞

宮城労働局 労働基準部 健康安全課

担当：大山、斎藤

電話：022-299-8839

事業者・労働者の皆様へ

宮 城 労 働 局

偽造の疑いのある「技能講習修了証」の情報を把握した場合、当局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供をお願いします。

《 情報提供のあった「修了証」の写し 》

|             |  |                                    |  |     |  |                                                                                     |
|-------------|--|------------------------------------|--|-----|--|-------------------------------------------------------------------------------------|
| No. 2724    |  | 小型移動式クレーン                          |  | 氏 名 |  |  |
| 平成 年 月 日 交付 |  | 宮城県労働基準局指定<br>建設業労働災害防止協会<br>宮城県支部 |  | 印 影 |  |                                                                                     |
| 備 考         |  | お 所 属                              |  | 宮城県 |  |                                                                                     |
|             |  | 住 居                                |  | 宮城県 |  |                                                                                     |

|                                      |  |               |  |
|--------------------------------------|--|---------------|--|
| 注 意 事 項                              |  | 小型移動式クレーン     |  |
| 1. 本証は、本人、本局、指定講習機関にのみ有効である。         |  | 技 能 講 習 修 了 証 |  |
| 2. 本証を偽造し、又は偽造したものを交付したときは、罰金に処せられる。 |  |               |  |
| 3. 「備考」欄は、本人に記入する。                   |  |               |  |

## 【 特 徴 】

- 1 修了証内側には対象業務名として「小型移動式クレーン」、外側には「小型移動式クレーン技能講習修了証」と表記されている。
  - 2 修了証交付時には存在しない「宮城労働基準局」において、登録制度に移行し存在しない「指定講習機関」としての指定を行っている」と表記されている。
  - 3 「建設業労働災害防止協会宮城県支部」において実施したことがない「小型移動式クレーンの運転業務に係る修了証」となっている。
  - 4 押印は「県労働災害防止協会指定講習機関印」と存在しない機関名となっている。
- ※ その他に「高所作業車運転」、「玉掛作業」について、類似した修了証が複数認められており、そのいずれもが上記2～4を共通の特徴として有している。

※ 情報提供先：宮城労働局 労働基準部 健康安全課（電話 022-299-8839）

（令和3年1月18日）

令和3年2月9日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿

熊本労働局労働基準部  
健康安全課長

偽造の疑いのある技能講習修了証について（お願い）

日頃より労働安全衛生行政につきましては、格別の御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第61条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、偽造の疑いのあるものが存在する旨の情報提供がありました。

情報提供のあった修了証は別添のとおりであり、当該修了証に交付者として記載されている「建設業労働災害防止協会宮城県支部」においては、その発行を行っておらず、偽造の疑いがあるものです。

偽造された修了証は安衛法上無効であるのみならず、他の法定要件を満たさない限り、無資格者を就業制限業務に就かせることとなり、また、労働者の安全衛生確保に大きな影響を及ぼすものとなるところです。

つきましては、不適正な修了証に基づく就業制限業務への従事等防止のため、上記と同様の特徴を有する修了証等偽造の疑いのある情報を把握した場合には、下記のとおり、関係事業者に対する周知・支援、労働局あて情報提供等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 資格者証の確認について  
通常業務において資格者証を確認する際には、原本確認を徹底願います。
- 2 就業制限業務に係る就業について  
偽造の疑いのある修了証により受講科目の一部免除を申請しようとする者が認められた場合、当該免除手続を控えていただくようお願いします。
- 3 労働局あて情報提供について  
偽造の疑いのある修了証に係る情報を把握した場合には、熊本労働局労働基準部健康安全課あて情報提供願います。

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 熊本労働局労働基準部健康安全課<br>担当 産業安全専門官 福留隆史<br>電話 096-355-3186 |
|-------------------------------------------------------|

(別紙の登録教習機関の事務所) 代表者 殿

沖縄労働局長 印

技能講習修了証の偽造事案の発生及び同種事案の防止対策について

労働行政の運営につきましては、平素より特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、下記1のとおり技能講習修了証の偽造事案が発生しました。

なお、同種事案は、無資格者の就業による重大な事故を発生させる可能性があるものであり、労働安全衛生法第61条違反（就業制限違反）、刑法第159条・第161条違反（私文書偽造・同行使）等による刑事事件にも発展する可能性があります。

また、同種事案が上記のような重大な事故・事件となった場合に、技能講習修了証の偽造が容易であったときには、偽造された技能講習修了証に表示された登録教習機関の責任を問われる可能性もあります。

そこで、同種事案の発生を防止するため、登録教習機関におかれては、下記2及び3の対策を講じていただくようお願いいたします。

記

1 技能講習修了証の偽造事案

- (1) 県内の事業者A社に所属していた労働者Bを名義人とする技能講習修了証1件（発行者として、県内の登録教習機関Cが表示されているもの。）について、登録教習機関Cが発行したものでないことが確認された。
- (2) 上記1の技能講習修了証（以下「偽造修了証」という。）は、登録教習機関Cが過去に発行していた真正な技能講習修了証の様式を模したものであり、真正な技能講習修了証の発行番号及び発行月日を流用したものであった。なお、登録教習機関Cにおいて、現在は、下記3の対策を講じた技能講習修了証を発行している。
- (3) 事業者A社は、労働者ごとに各種資格証の複写物を含む資格証(写)一覧を作成・保存しており、労働者Bに係る各種資格証(写)一覧に偽造修了証の複写物が含まれていた。事業者A社は、「偽造修了証の複写物の入手経緯は不明である。」としている。
- (4) 労働者Bは、「過去に、事業者A社から数件の資格証の複写物を提供されていたが、その中に偽造修了証の複写物が混在していたものであり、

その混在に最近まで気付かなかった。」としている。

## 2 登録教習機関からの周知徹底

下記(1)及び(2)について、次年度以降実施する技能講習等の機会に、事業者等(技能講習修了証を必要とする業務を行わせる者をいう。以下、同じ。)及び受講者に周知を行うこと。なお、労働災害防止団体、事業主団体等である登録教習機関においては、傘下会員等関係者に周知を行うこと。

- (1) 労働安全衛生法第61条の資格証(以下「技能講習修了証等」という。)の保有状況を事業者等が把握する場合は、必ず技能講習修了証等の原本で確認する。この場合に、原本であるか否か疑義が生じる場合は、技能講習修了証等の発行者に事業者等が照会する等により確認する。なお、左記の照会に際しては、個人情報保護のため、技能講習修了証等の保有者の委任を受ける等の手続が必要である。
- (2) 事業者等が技能講習修了証等の複写物を作成・保存する場合は、必ず技能講習修了証等の原本から複写する(複写物から再複写しない。)

## 3 登録教習機関における同種事案の防止対策

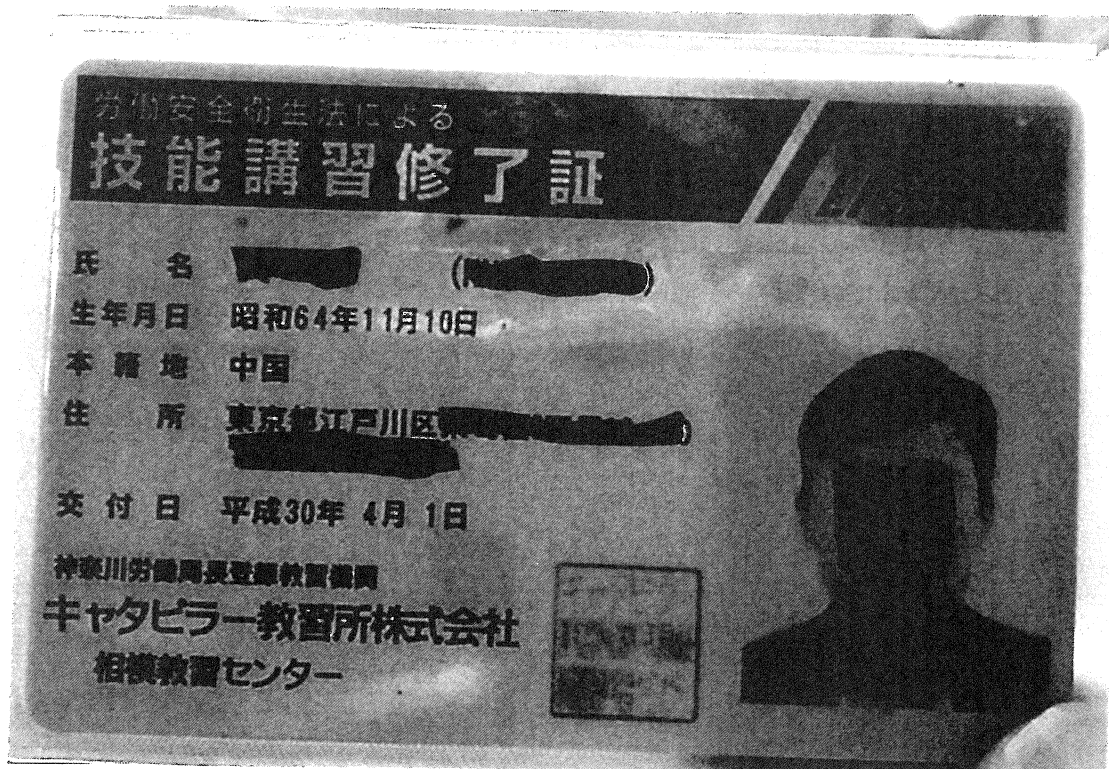
下記の何れかの措置又は複数を組み合わせた措置により、容易に偽造できない技能講習修了証を発行すること。

- (1) 材質が紙である場合には、エンボス加工(紙面に凹凸をつける加工)を施すこと。
- (2) 材質をプラスチック等とすること。
- (3) コピー防止スタンプ加工(複写した場合に複写物であることが印刷される加工)を施すこと。
- (4) 以上のほか、上記2(1)において原本であるか否か疑義が生じにくいものとする。

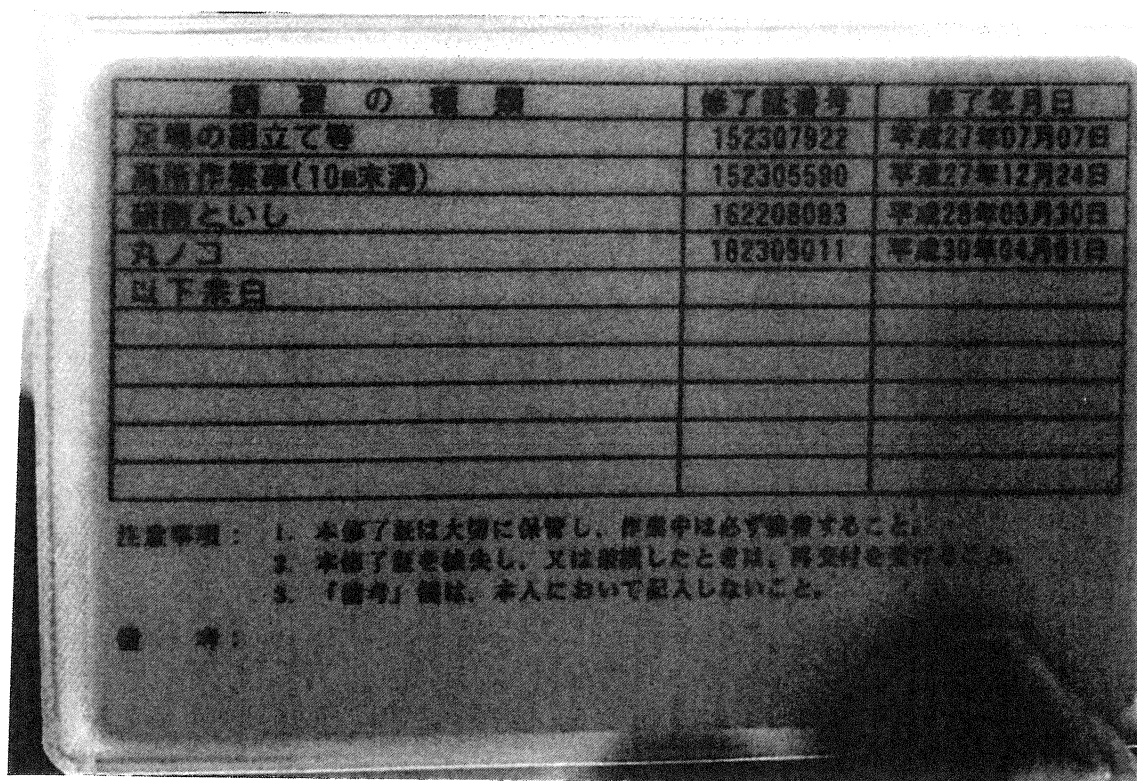
(担当) 沖縄労働局 労働基準部  
健康安全課 産業安全専門官  
電話 : 098-868-4402

実際に使用された偽造修了証の例

(表面)



(裏面)

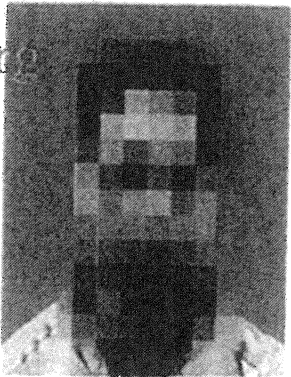


労働安全衛生法による  
**技能講習修了証** **LICENCE**

氏名 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]年7月1日  
本籍地 静岡県  
住 所 静岡県静岡市 [REDACTED]  
交付日 令和3年5月10日

静岡労働局長登録教習機関  
キャタピラー教習所株式会社  
静岡教習センター

偽造見本  
forgerys.org




在留カード

日本国政府  
GOVERNMENT OF JAPAN

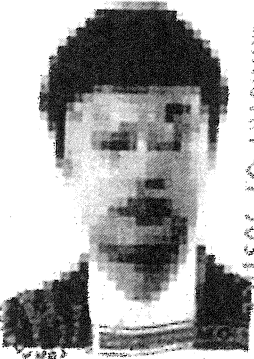
在留カード  
RESIDENCE CARD

番号 DU223543

氏名 [REDACTED]  
NAME [REDACTED]  
生年月日 1989年 [REDACTED]月17日 性別 男 M. 国籍・地域 中国  
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION  
住居地 [REDACTED]  
ADDRESS [REDACTED]  
在留資格 定住者  
STATUS Long Term Resident  
就労制限の有無 就労制限なし

在留期間(満了日)  
PERIOD OF STAY 3年(2022年05月11日)  
(DATE OF EXPIRATION) Y M D  
許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理庁発) ◆MOJ◆  
許可年月日 2019年05月11日 文印年月日 2019年05月11日  
このカードは 2022年05月11日まで有効です。 出入国在留管理庁発給の在留カード  
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

MINISTRY OF JUSTICE



マイナンバーカード